

明日の笑顔のために

# にいかわ介護



Vol.14

2009.7

発行：新川地域介護保険組合

〒938-0036

富山県黒部市北新199

E-mail : [info@niikawakaigo.jp](mailto:info@niikawakaigo.jp)

TEL (0765) 57-3303

FAX (0765) 57-3305

サービスの質の向上をめざして

## 小規模多機能ホームが、オープン!!

### 小規模多機能ホーム うらら

平成21年4月オープン



入善町上野689番地4

電話 0765-74-7588

### 小規模多機能ホーム かたかご

平成21年4月オープン

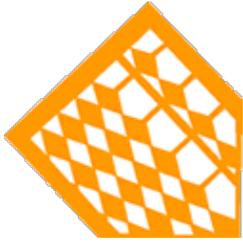


黒部市宇奈月町下立50番地1

電話 0765-65-2351

#### 小規模多機能型居宅介護（小規模多機能ホーム）とは？

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援が受けられます。



## 平成21年度予算について

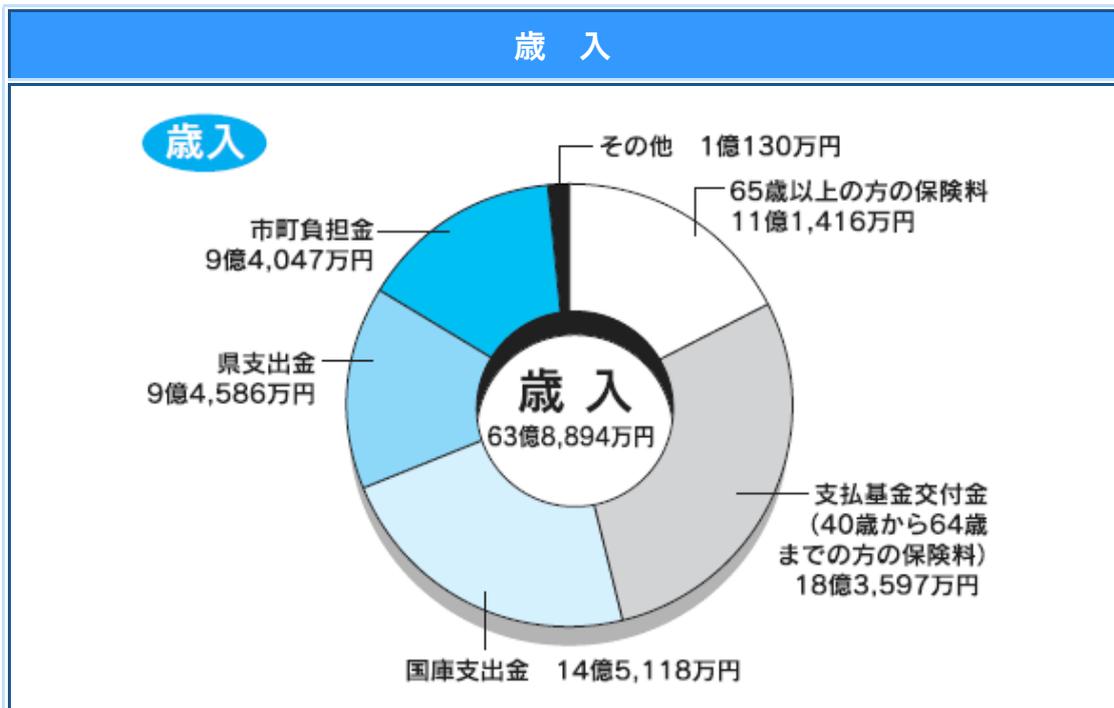


平成21年度の当初予算総額は、63億8,894万円で、前年度当初予算と比べ4億3,611万円、7・3%の増加となりました。

本年度は、介護保険制度の改正に対応した第4期事業計画の初年度となります。平成21年度から3年間で期間とするこの計画は、介護予防や地域包括ケアの推進等を掲げた第3期事業計画を基本的に継承し、施策の推進体制を確立するものとなっております。歳出予算では、引き続き高齢者を対象に生活機能や運動機能を向上または悪化させないための介護予防を行う地域支援事業に取り組んでまいります。

介護サービスを利用される一人ひとりの心身の状態にふさわしいサービスを提供し、高齢者の「尊厳の保持」、「自立支援」を推進してまいります。

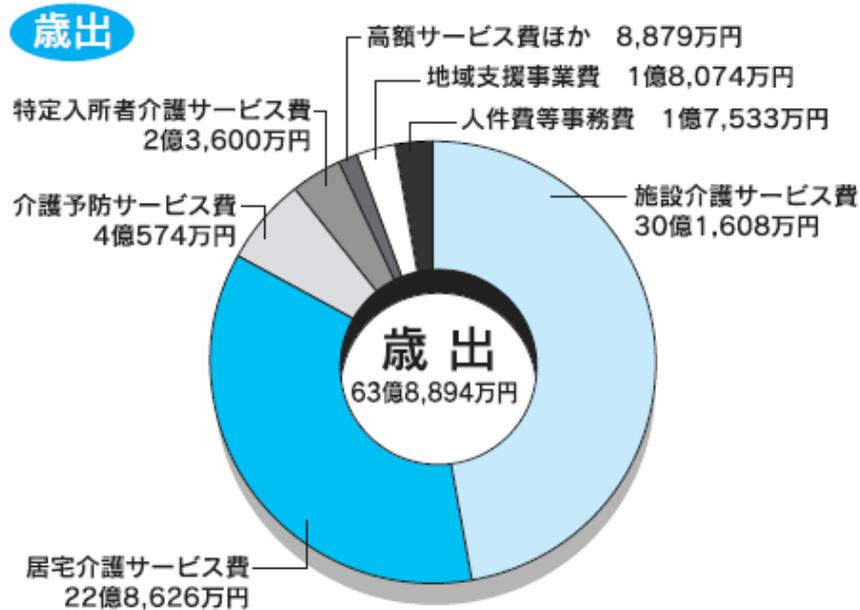
### 平成21年度 新川地域介護保険組合予算概要



65歳以上の第1号被保険者の保険料は、高齢者人口の増加により、介護給付費の19%から20%に、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料（支払基金交付金）は、介護給付費の31%から30%に制度が改正されました。

その他、国庫支出金、県支出金、市町負担金は、介護給付費のそれぞれの負担率に基づき計上されています。

## 歳出



介護給付費は、歳出予算の94・4%を占めており、前年度と比べ約4億4千万円、率で7・9%増加しております。このうち介護サービス費は、約4億1千万円余りの増、率で8・1%の増となり、介護予防サービス費は、約2千万円余りの増、率で6・9%の増となっております。これは、介護報酬の引き上げによる影響や居宅サービスにおける利用者数の増と、地域密着型サービス事業者の整備によるものであります。

介護サービスの利用者は、施設サービスで約1,000人、居宅サービスで約1,500人、介護予防サービスで約700人、全体で約3,200人の利用を見込んでおります。

## 平成21年度から平成23年度までの 介護保険料が決まりました

### ■介護保険料基準額3,900円は据え置き

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直すこととされており、今年がその見直しの年にあたります。保険料の算定は、第4期事業計画期間（平成21年度から23年度）における保険給付費などに要する費用の見込み額から算出します。今回の見直しでは保険料の基準額を現行の3,900円に据え置くこととなりました。

### ■保険料は、年額で賦課されます

保険料は前年の所得等により算定し、7月に賦課決定通知書が送付されます。また、65歳到達、転入、転出、死亡等があったときは、月割り計算により保険料を決定（変更）します。

### ■第1号被保険者（65歳以上）の保険料

区分	対象者	負担割合	保険料	
			月額	年額
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護被保護者等	基準額×0.40	1,600円	19,200円
第2段階	住民税世帯非課税者等で (課税年金収入額+合計所得金額)が 80万円以下の者	基準額×0.50	2,000円	24,000円
第3段階	住民税世帯非課税者等で第2段階以外の者	基準額×0.70	2,700円	32,400円
第4段階	住民税本人非課税者等で (課税年金収入額+合計所得金額)が 80万円以下の者 [住民税世帯課税]	基準額×0.85	3,300円	39,600円
第5段階	住民税本人非課税者等 [住民税世帯課税]	基準額	3,900円	46,800円
第6段階	住民税本人課税者 (合計所得金額が125万円未満)	基準額×1.10	4,300円	51,600円
第7段階	住民税本人課税者 (合計所得金額が125万円以上200万円未満)	基準額×1.25	4,900円	58,800円
第8段階	住民税本人課税者 (合計所得金額が200万円以上250万円未満)	基準額×1.45	5,700円	68,400円
第9段階	住民税本人課税者 (合計所得金額が250万円以上)	基準額×1.70	6,600円	79,200円

※ 部分が新たに追加された段階

### ■特別徴収（年金からの天引き）の方は

保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。年金から天引きになる方には、7月に保険料決定通知書が送付されます。4月及び6月は2月と同額の保険料が天引きされ、8月以降の各納期の特別徴収額で調整されます。（6月までは昨年と同額で天引き、8月から天引き額が変更されます。）

### ■普通徴収（納付書や口座振替による納付）の方は

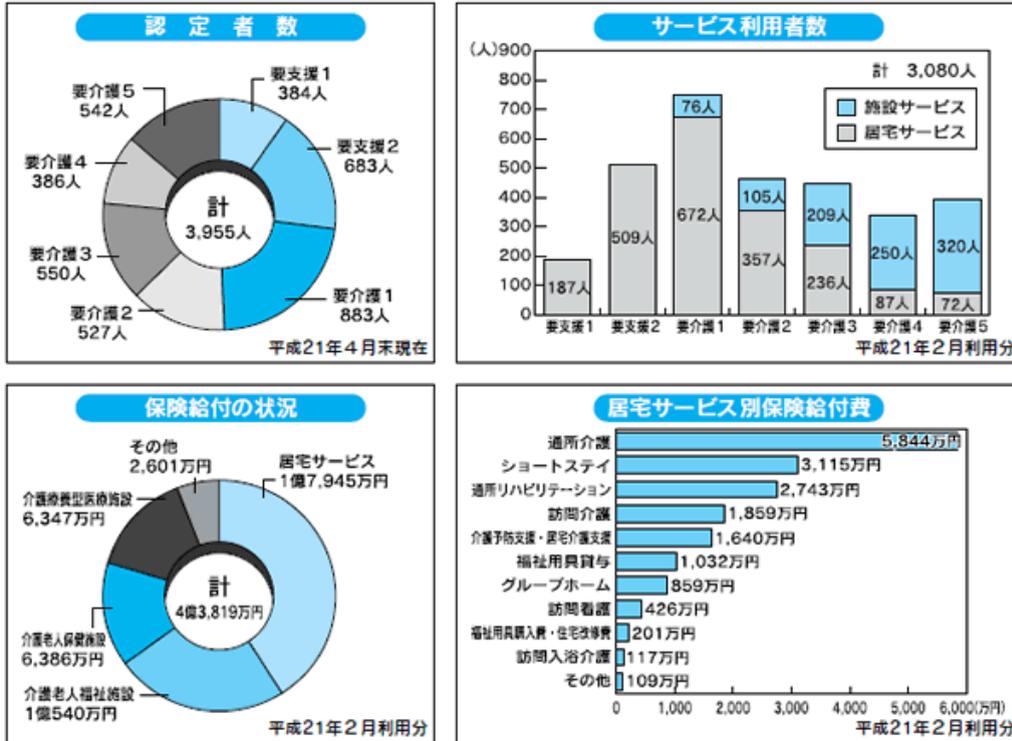
保険料の年額を5回の納期に分けて納めます。7月に保険料納入通知書とあわせて1年分の納付書が送付されますので、納付書又は口座振替により、金融機関で納めてください。また、口座振替依頼書が提出されている方には、口座振替者用の保険料決定通知書が送付されます。

### ■介護保険料の減免について

災害、事故、低収入等により、保険料を納めることが困難と認められる場合で、一定の要件を満たす場合は、保険料が減免されます。保険料負担の公平性を確保する観点から、全額免除はありませんが、保険料の納付が困難な場合は、ご相談下さい。

みなさん一人ひとりの保険料が介護を支えています。

介護保険事業の状況



低所得世帯の在宅介護サービス利用者負担を軽減します

新川地域介護保険組合では、所得の低い世帯を対象に、在宅介護サービスを利用した際に支払う利用者負担金（1割負担分）の一部を助成しています。世帯全体の収入等が少なく、利用者負担金のお支払いにお困りの方は、お気軽にご相談ください。



問合せ先 新川地域介護保険組合（電話 57-3303）

管内の人口	
全人口	84,628人
65歳以上人口	23,359人
要支援・要介護認定者数	3,930人

（平成21年3月末現在）

